

評価分科会の設置について

平成30年11月 28 日
総務省統計委員会担当室

○統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)(抄)

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

③ 「評価チーム」による統計の有用性・信頼性の向上

個別統計について、正確性やユーザーのニーズへの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などの品質を確保し、その有用性・信頼性の向上に資するため、統計委員会の通常取組とは独立して個別統計の品質の評価を行う評価チーム(仮称。以下同じ。)を、統計委員会の必置機関として設置する。

評価チームは、個別統計の品質の評価を、諮問を受けることなく、自らの把握した情報等に基づき、自ら課題を設定して調査審議を行い、評価結果を統計委員会・各府省に報告する。このため、評価チームは、ユーザーのニーズ、調査環境の実情、現場の課題等を積極的に把握することとする。

また、評価チームによる評価結果及びそれを受けた統計委員会・各府省における対応と考え方については、それぞれ公表する。

さらに、評価チームについては、評価組織にふさわしい自律性・中立性を確保することとし、そのための組織・運営の基本的考え方は以下のとおりとする。

- ・ 評価チームは、統計委員会を通じることなく、評価結果を述べるができるようにすること
- ・ 評価チームによる評価の際に委員等の意見の一致をみななかった場合、評価結果報告書には、その旨を明記すること
- ・ 評価チームの委員等のうち、統計委員会内の他部会等に属する委員等は、その半数を超えないものとする。その際、評価チームと統計委員会の他部会等を兼ねる委員等は、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、当該他部会等で自ら関与した統計については、評価チームでは、議決権を行使しないものとする
- ・ 評価チームの委員等のうち、統計委員会内の他部会等に属しない委員等も、形式的には統計委員会(本委員会)の委員等であることから、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、統計委員会(本委員会)では議決権を行使しないものとする

○公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)(抄)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)

また、統計委員会においては、統計法第55条第3項の規定に基づく施行状況報告の審議等を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第Ⅲ期基本計画に掲げる各種施策の更なる推進や支援等に努める。

①～③ (略)

④ 通常の諮問に係る審議や統計棚卸しの取組とは別に、統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する評価チームを設置し、統計棚卸しでは対応困難な先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。

⑤～⑧ (略)

2. 評価分科会の設置根拠、所掌事務等

○統計委員会令

(分科会)

第一条 統計委員会(以下「委員会」という。)に、評価分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第五十五条第三項の規定により委員会の権限に属させられた事項(同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。)を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

評価分科会の審議事項に関する委員会
の議決について

(平成30年9月28日統計委員会決定)

統計委員会令第1条第2項に規定する評価分科会の所掌事務に関する事項については、同条第7項の規定に基づき、評価分科会の議決をもって委員会の議決とする。

○統計法

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。